

教委訓令第3号

宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブ活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

宇和島市教育委員会
教育長 山村 由美

宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブ活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域展開に伴い、宇和島市立学校教職員（以下「教職員」という。）が、宇和島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年訓令第4号。以下「要綱」という。）の規定により認定された宇和島市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）の活動に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。）第17条の規定により、宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第2条 兼職兼業により認定地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を確認し、次条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書に認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書（様式第2号）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請及び副申があった場合には、その内容を精査し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場

合、兼職兼業の許可を行うものとする。

- (1) 申請が、申請者の自発的意思に基づき行われているとき。
- (2) 申請者が勤務する学校における職務遂行に支障をきたすおそれがないこと。
- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間及び時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に規定する法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。）が、単月当たり100時間以上、又は複数月平均80時間を超えないこと。
- (4) 申請者の心身の健康の確保に支障をきたすおそれがないこと。
- (5) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがないこと。
- (6) その他教育委員会が兼職兼業を許可することが適当でないと認める事情がないこと。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書（様式第3号）により学校長を通じて申請者に許可の通知を行うものとする。許可を受けた申請者（以下「兼職兼業教職員」という。）は、営利企業等の従事制限の基準に関する規則の営利企業等従事許可申請書（様式第1号）により速やかに教育委員会に申請を行わなければならない。

（申請内容の変更等）

第4条 兼職兼業教職員は、申請内容に変更が生じた場合には、学校長を通じて営利企業等の従事制限の基準に関する規則の営利企業等従事許可変更届（様式第3号）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 兼職兼業教職員は、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第2条第1項の規定による申請を行わなければならない。

（許可の取消し）

第5条 教育委員会は、兼職兼業教職員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、兼職兼業の許可を取り消すことができる。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていたとき。
- (2) 第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなったとき。
- (3) 兼職兼業教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があったとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

（服務）

第6条 兼職兼業教職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に認定地域クラブ活動における業務に従事しないこと（特例法第17条の規定による許可を受けた場合

又は法第35条の規定による職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）。

(2) 教職員としての業務を優先すること。

(3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、認定地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、認定地域クラブ活動従事時間報告書(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の10日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障をきたすことがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間(教師の場合は在校等時間)と認定地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と認定地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、認定地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。

2 兼職兼業教職員は、認定地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で認定地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定による申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の認定地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができるものとする。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

宇和島市教育委員会様
(学校長経由) 学校名

職・氏名

認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブの活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱第 2 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び認定地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
認定地域クラブ活動：
- 2 兼職兼業しようとする認定地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする認定地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間／月当たり
従事期間 年 月 日～ 年 月 日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
年額 円

)

宇和島市教育委員会様

学校名
学校長名

認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から「認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書」の提出があり、宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブの活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱第 3 条第 1 項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めますので、同要綱第 2 条第 2 項の規定により副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

宇和島市教育委員会

認定地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブの活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

学校長 様

学校名
職・氏名

認定地域クラブ活動従事時間報告書（〇年〇月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、宇和島市立学校教職員が宇和島市認定地域クラブの活動に従事する場合における兼職兼業の許可に関する要綱第7条第1項の規定により報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② 学校における超過勤務時間
- ③ ①と②の合計の時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 分	時間 分	80時間以内であればチェック。→ <input type="checkbox"/> (※)

(※) 活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。